

## 大阪高等裁判所判例委員会規程

(昭和35年6月16日 第148回裁判官会議)

(改正 昭和40年6月30日 第174回裁判官会議)

第1条 大阪高等裁判所に置かれる判例委員会を大阪高等裁判所判例委員会（以下「委員会」という。）という。

第2条 委員会に関する事項は、最高裁判所の判例委員会規程に定めるものの外はこの規程の定めるところによる。

第3条 委員は10人とし、大阪高等裁判所に勤務する民事部裁判官の中から6人、刑事部裁判官の中から4人を命じる。

第4条 幹事は3人以上とし、大阪高等裁判所に勤務する裁判官の中から命ずる。

第5条 書記は2人とし、民事及び刑事首席書記官をもってこれに充てる。

第6条 委員、幹事及び書記の任命は、大阪高等裁判所長官に委任する。

第7条 委員、幹事及び書記の任期は、その司法年度内とし、再任を妨げない。

第8条 委員、幹事及び書記は、病気その他やむを得ない事由があるときは辞任することができる。

### 附 則

1 この規程は、昭和35年6月17日から施行する。

2 この規程施行の際、現に委員、幹事及び書記を命ぜられているものは、この規程により命ぜられたものとみなす。

### 附 則

この規程は、昭和40年4月1日から適用する。